

交野市工業会会則

(名 称)

第1条 本会は交野市工業会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所を交野市内におく。

(目 的)

第3条 本会は交野市内の事業所の振興と発展に必要な事業を推進するとともに、**会員相互の親睦を図る事**を目的とする。

2. 本会は、**交野市の経済団体として、地域の発展に貢献する事**を目的とする。

3. 本会は宗教及び政治に係わる活動については、一切行なわないものとする。

(会 員)

第4条 本会は交野市内にて工業及びそれに関連する事業を営む個人または会社をもって正会員とする。

2. 特別会員は正会員の推薦により置くことができる。

(事 業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 産業の振興発展及びその助成促進に関すること。
- (2) 産業に関する知識及び教育の振興に関すること。
- (3) 事業者の声を調整し、産業行政の改善その他について、関係当局に対する建議要望に関すること。
- (4) 産業に関する情報の提供及び交換に関すること。
- (5) 金融税務に関する調査、研究に関すること。
- (6) 雇用対策、福利厚生対策に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 3 名 までとする
3. 相談役 若干名

- 4. 理 事 若干名
- 5. 監 事 2 名
- 6. 会 計 1 名

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し会長は連続2期までとする。欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第8条 会長・副会長・会計・理事・監事は、理事会の推薦を受けて、総会において正会員の中からこれを選任する。

- 2. 会長は選考委員を選任し、理事会に対して、次期会長・副会長・会計・理事・監事の候補者を推薦させることができる。

第9条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

- 2. 顧問、相談役は理事会の議決を得て会長が推薦する。

(会 議)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

- 2. 本会は必要に応じて委員会を設けることができる。

(総 会)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2. 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内とする。
- 3. 臨時総会は、3分の1以上の理事が会議の目的を示し請求した時、または、会長が必要と認めた時に開催する。

(理事会)

第12条 理事会は、必要の都度開催する。

(会議の成立)

第13条 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

- 2. 理事会は定数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。但し、賛否同数の場合は議長が決める。

(会費及び経費)

第 15 条 本会の経費は、会費及び補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 会費は下記のとおり均等割と従業員数割とする。但し、年 2 回 (4 月末、10 月末) 納入する。

従業員数	均等割額	従業員数割額	月額会費
1～10 人	2,500 円		2,500 円
11～20 人	〃	1,500 円	4,000 円
21～30 人	〃	2,000 円	4,500 円
31～50 人	〃	3,500 円	6,000 円
51 人以上	〃	4,500 円	7,000 円

3. 会長は、必要に応じて役員会費を徴収することができる。

4. 本会の入退会は自由とする。但し、退会の場合は、その理由の如何を問わず既納会費は返還しないものとする。

(事業年度及び会計年度)

第 16 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(雑 則)

第 17 条 この会則に定めない事項で、会務執行上必要な事項については、理事会において細則を制定して補足することができる。

(附 則)

1. この会則は昭和 50 年 7 月 14 日から施行する。

2. 昭和 60 年 4 月 25 日

第 6 条 一部変更

第 15 条-3 項 一部変更

3. 平成 5 年 5 月 14 日

第 15 条-2 項 一部変更

4. 平成 6 年 12 月 6 日

第 3 条-2 項 挿入

5. 平成 7 年 5 月 16 日
第 7 条 一部変更
6. 平成 15 年 5 月 13 日
第 8 条 変更
第 15 条-3 項 変更
7. 平成 26 年 12 月 9 日
第 6 条-2 項 変更
8. 平成 27 年 4 月 1 日
第 3 条 一部変更
第 6 条-2 項 追加